

## 取引会員さま名称等の公表について

2022年4月1日  
電力需給調整力取引所

需給調整市場の透明性確保等の観点から、取引会員さまの名称等を公表することを2022年4月1日付での取引規程第56条（揭示事項）の改定により、規定いたしました。

それに伴い、下記ページにて、「取引会員一覧」、「取引会員に関する揭示事項」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

「取引会員一覧」では、取引会員さまの名称を、「取引会員に関する揭示事項」では、取引会員さまの加入、脱退、名称等の変更、是正勧告、取引停止等を公表いたします。

### [取引会員情報](#)

<参考：取引規程抜粋> ※下線部分を2022年4月1日改定で追加  
(揭示事項)

第56条 市場運営者は、次の各号に掲げる事項を市場運営者が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 取引規程類
- (2) 需給調整市場システム稼働時間の変更
- (3) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (4) 取引会員の加入、脱退に関する事項
- (5) 取引会員の氏名、商号または名称
- (6) 是正勧告、取引停止またはその解除に関する事項
- (7) 前各号の他、市場運営者が必要と認める事項

以 上